

国民健康保険 新型コロナによる保険料減免が始まります

減免には「申請」が必要です

対象となるのは？…新型コロナで以下の状況になったとき

(1) 世帯の主たる生計維持者が「死亡」または「重篤な傷病を負った」

2020年2月から2021年3月分まで、保険料の全額免除

(2) 世帯の主たる生計維持者の収入等が一定以上の減少が見込まれる

【要件】①2019年収入と比べ、2020年収入が3割以上減の見込み

②2019年の合計所得が1000万円以下

③減少見込みの事業所以外の2019年所得が400万円以下

*①～③すべてを満たすことが必要です。

*所得段階に応じて対象保険料の20%～100%を減額

(所得300万円以下の世帯は、全額免除)

(3) 世帯の主たる生計維持者が事業の廃止や失業したとき

*対象保険料の全額が免除されます。

申請の方法は？…申請書を取得し、郵送で申込

【申請書の取得方法】 *①、②いずれかの方法で

② 市役所HPからダウンロード [熊本市 国保 コロナ減免](#)

② 「こくほ・こうきコールセンター」に電話で請求

☎ 096-326-5900 (受付8:30～17:15)

【申請書の提出】 取得した申請書と説明チラシで記入し郵送で申請

日本共産党 市議会だより

熊本市中央区手取本町1-1 3階

発行：日本共産党熊本市議団

上野みえこ なすまどか

NO. 1190

2020年6月14日号

電話 328-2656

FAX 359-5047

メール:kumamsu@gamma.ocn.ne.jp

HP: [共産党 熊本市議団](#)



「傷病手当」の支給も始まります

【支給対象】 新型コロナウイルス感染症に感染した被用者、および発熱等の症状があり新型コロナ感染症の感染が疑われる被用者

【支給対象日数】 仕事できなかった期間（初日から3日目までを除く）のうち、仕事につくことを予定していた日数

【支給額】 (直近3カ月の給与収入合計を就労日数で除した金額) × 2/3 × 日数

【適用】 2020年1月1日～9月30日の間に療養で就労できなかった日

【申請方法】 「申請書・国民健康保険証・振込先通帳の写し」を郵送

* 郵送先：各区役所区民課国保年金班 * 申請書取得は減免と同じ方法

【お問い合わせ】 「こくほ・こうきコールセンター」 ☎096-326-5900

【控室から】
「平和と連帯」今こそ必要

上野 みえこ



コロナ禍の中で自粛されていた街頭署名行動が、久しぶりに再開され、「ヒロシマ・ナガサキの被爆者が訴える核兵器廃絶国際署名」を呼びかける「6・9行動」が行われました。3密をなるべく避けるようにと、署名簿を手に離れて立ち、通る方々に「核兵器廃絶への賛同」を呼びかけました。WHOが表明したパンデミックを収束するためにも、今しなければならぬことは、新型コロナ終息のために、全世界が連帯していくことです。それはまぎれもなく、核も戦争もない平和な社会の実現に重なることです。

国連のグテレス事務総長は、3月23日に「新型コロナウイルス感染症とたたかうには平和と団結がどうしても必要だ」と強調し「世界のあらゆる場所での即時停戦を呼び掛ける」と訴えました。これには、世界中から支持が表明されました。4月になって、ローマ教皇やユニセフ事務局長も同様に、世界的な停戦を呼びかけました。署名行動に参加しながら、あらためて、新型コロナ感染症と向き合い暮らす中での、平和と連帯の大切さを感じました。この気持ちを、多くの人と共有していきたいと思いました。

「熊本市緊急家賃支援金」 対象事業者が拡充されます

(従前の制度) 熊本市内に所在する休業要請施設や食事提供施設を営業する中小・小規模事業者のうち、県の休業要請を受けて休業した施設または時間短縮営業した飲食店が対象



(拡充の内容) 熊本市に所在する中小・小規模事業者のうち、店舗等の施設を賃借し営業している事業者で、緊急事態宣言に伴い、自主的に休業または時間短縮営業した店舗が対象

- * 県の休業要請対象事業者以外も対象となります。
- * 開業予定で店舗を賃借していたが、コロナ禍により感染拡大防止の観点から未開業の店舗も対象となります。

(いずれの場合も、県外に本社がある事業者は除く)

(支援内容) 1カ月分の家賃の8割相当額

- * 対象となる家賃：上限35万円(補助額上限28万円)
- * 管理費・共益費・借地料は除く
- * 支援は、1回のみです。

(申請受付・支援開始の時期)

2020年6月18日～7月31日

【問い合わせ】 緊急家賃支援相談窓口 ☎0570-096-700

<受付時間>9:00～17:00(当面は土、日、祝日も開設しています)

- * 申請様式等を含め、詳細については
2020年6月17日に熊本市ホームページにて公開します。



6月定例会へ、日本共産党市議団から、 2つの意見書(案)を提案

「新型コロナウイルス感染症にかかる医療機関への 抜本的支援を求める意見書」(案)

日本の医療を医療崩壊から守り、新型コロナウイルス感染症の危機から、国民の命と日本社会全体を守っていくため、以下の点を要望。

- 1、医療崩壊を止めるため、医療体制確保のための予算の抜本的増額
- 2、新型コロナ対策にあたる医療機関に対し、コロナ患者のベッド確保による減収、一般診療や入院患者数の縮小による減収、専属の医師・看護師、病院体制の経費など、コロナ対策にかかる費用の補償
- 3、一般の医療を続ける医療機関もふくめ、受診抑制等の深刻な減収に直面する地域の医療提供体制を維持するための財政的措置
- 4、軽症者、無症状者の宿泊療養施設確保や、中等症者・重症者を治療するコロナ特別病棟の確保と臨時の病床増設をすすめる
- 5、不足している医療用マスク、フェイスシールド、防護服、消毒液、人工呼吸器などを国の責任で必要数を確保する
- 6、公立・公的病院の再編統合はやめる

「介護事業所への財政支援を求める意見書」(案)

新型コロナ感染症の危機の中で、すべての高齢者が安心できる介護保障のため、国として最大限の支援を行うよう、以下の点を要望。

- 1、政府の責任で、マスク、消毒液、ガウン・エプロン・手袋、ゴーグルなどの衛生・防護用品の安定的な確保、供給をはかる
- 2、PCR検査の体制を抜本的に強化し、必要な利用者、介護従事者が迅速に検査を受けられる環境整備
- 3、介護事業所に対する支援として、
 - ①すべての事業所に、利用者減・休業により生じた減収分を補てん
 - ②感染対策に伴う新たな支出分への補填・助成を行う
- 4、介護従事者に対して特別の手当等の給付、助成を行う
- 5、必要な介護サービスを切らさずに提供できるよう、介護従事者を確保するための緊急な手立てを講じる